

# in 福岡市博多市民センター イベントの開催にあたって

令和3年12月9日より、福岡県の要請等に伴い全市的な対応を踏まえ、博多市民センターの会議室・ホールでもご利用団体様が **イベント** (※) 利用時におかれましては、以下の対応が必要となります。

※**イベント** = 不特定多数を招くような事業・催物。(サークル活動や関係者のみの会議等は、イベントに該当しない)

## 1. 内容

「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況 ([【感染防止策チェックシート】](#)) をホームページ等で公表し、イベント終了時から1年間保管する。

## 2. 適用開始

令和3年12月9日(木) ご利用分から

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

参考 [催物\(イベント等\)における感染防止対策の徹底をお願いします\(福岡県 令和3年11月29日更新\)](#)

